

## 業務委託契約書(案)

1 業務名 広島県人的資本経営研究会の管理・運営業務

2 履行場所 広島県内

3 履行期間 令和8年 月 日 から  
令和9年3月31日 まで

4 委託料限度額 42,000,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 契約保証金 免除

### 6 特約事項

- (1)別紙業務委託契約款第28条第4項、同条第6項、第42条第1項第1号、第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用については、「委託料」とあるのは、「委託料限度額」と読み替えるものとする。
- (2)発注者は、上記「4 委託料限度額」の範囲内で、委託業務に要した経費を委託料として受注者に支払うものとする。
- (3)発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払ることができる。
- (4)受注者は、上記(3)の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- (5)受注者は、(4)の規定により概算払を受けたときは、約款第30条第2項の通知に基づき、通知後10日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- (6)受注者は、(5)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
- (7)受注者は、(6)に定める過払額について、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納した日までの期間に応じ、返還金額につき別紙約款第46条第2項に掲げる率の割合で計算した金額を利息として支払うものとする。
- (8)上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号  
広島県  
氏名 代表者 広島県知事 横田 美香

受注者 住所

氏名